乗継便を利用して直行便就航地を訪問する場合における助成額の考え方

* 「例：鹿児島→ソウル→香港」の場合

1. 「鹿児島－ソウル線」，「鹿児島－香港線」両路線が運航している日の行程の場合
2. 乗継地（ソウル）において，研修・視察・交流等を行う場合

→「国際定期路線等に加え乗継便を利用する場合」の助成額を適用

1. 乗継地（ソウル）において，研修・視察・交流等を行わない場合

→「国際定期路線等のみを利用する場合」の助成額を適用

1. 「鹿児島－ソウル線」が運航していて，「鹿児島－香港線」が運航してない日の行程の場合

　　→「国際定期路線等に加え乗継便を利用する場合」の助成額を適用